

福岡県公報

平成二十三年十二月二十一日
第三千三百四十三号
増刊
①

目次

規 則 (第四十二号―第四十三号)

○福岡県養鶏振興法施行規則の一部を改正する規則 (畜産課)……………一

○福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則 (漁業管理課)……………四

規 則

福岡県養鶏振興法施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年十二月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十二号

福岡県養鶏振興法施行規則の一部を改正する規則

福岡県養鶏振興法施行規則(昭和三十五年福岡県規則第百十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二を次のように改める。

様式第1号の2（第3条関係）
（法第7条第2項の規定による確認を申請する場合）

ふ化場確認申請書

年 月 日

〇〇県知事 殿

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟

下記のふ化場について、養鶏振興法第7条第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名）
- 2 ふ化場の名称及びその所在地
- 3 ふ化場の施設
 - （1）ふ卵舎の規模及び構造
 - （2）ふ卵器

型 式 名	種 卵 収 容 能 力	台 数	備 考

（3）消毒用施設

- 4 ふ化に常時従事する者

氏 名	生 年 月 日	経 験 の 期 間	備 考

- 5 ふ化場の施設の配置状況

- （注）
- 1 氏名又は代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 ふ化場が2箇所以上ある場合は、2から5までを別紙としてふ化場ごとに記載してください。
 - 3 4の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載してください。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第1号（第3条関係）
（法第8条第1項の規定による確認を申請する場合）

ふ化場確認申請書

年 月 日

〇〇県知事 殿

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
登録都道府県名、登録番号
及び登録年月日

下記のふ化場について、養鶏振興法第8条第1項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名）
- 2 ふ化場の名称及びその所在地
- 3 ふ化場の施設
 - （1）ふ卵舎の規模及び構造
 - （2）ふ卵器

型 式 名	種 卵 収 容 能 力	台 数	備 考

- （3）消毒用施設
- 4 ふ化に常時従事する者

氏 名	生 年 月 日	経 験 の 期 間	備 考

5 ふ化場の施設の配置状況

- （注）
- 1 氏名又は代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 ふ化場が2箇所以上ある場合は、2から5までを別紙としてふ化場ごとに記載してください。
 - 3 4の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載してください。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年十二月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十三号

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

福岡県漁業調整規則（昭和四十三年福岡県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第十二号中「規定する漁業」を「掲げる漁業の方法」に改め、同条第十六号中「しいらづけ（）」の下に「総トン数五トン以上四十トン未満の船舶によりまき網を使用するもの及び第一号に掲げる漁業の方法を除く。」を加え、同条第二十号中「規定する漁業」を「掲げる漁業の方法」に改める。

第三十七条第一号中「文鎮こぎ漁業」を「文鎮こぎ」に、「かけなわこぎ漁業」を「かけなわこぎ」に改める。

第四十四条の表を次のように改める。

漁業種類	総設備容量の範囲
一本釣り漁業	集魚灯に使用する電球十キロワット。ただし、次のア、イ及びウを順次に結んだ直線以北のうち、宗像市大島沖島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から三海里以内を除いた海域はこの限りではない。 ア 山口県下関市蓋井島の北端 イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から三二八度、二、〇〇〇メートルの点 ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島字臼島臼島灯標

第四十六条の見出し中「非漁民等」を「遊漁者等」に改め、同条第一項第一号中「第四十五条第一項」を「第四十四条」に改め、同項第五号中「歩行徒手採捕」を「徒手採捕」に改める。

第四十七条第一項中「当該試験研究」を「当該試験研究等」に改める。

第四十八条第一項中「漁業の許可に係る船舶」を「漁業の許可を受けた者」に、「当

該船舶」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に改め、同条第二項中「四十日をこえない」を「四十日間を超えない」に改め、同条第五項中「十日をこえない」を「十日間を超えない」に改める。

第四十九条第一項中「漁業の許可に係る船舶」を「漁業の許可を受けた者」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に、「禁止することができる」を「禁止することができる」に改める。

第五十条第一項中「船舶が漁業の許可」を「漁業者が漁業の許可」に、「当該漁業に使用された」を「当該漁業を営んだ」に、「船舶が第三十七条各号に掲げる漁業に使用された」を「漁業者が第三十七条各号に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んだ」に、「当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶」を「当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶」に改め、同条第二項中「四十日をこえない」を「四十日間を超えない」に改める。

第五十二条第二項を次のように改める。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一 様式第十五号による信号旗しを掲げる。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

第五十二条第三項中「長声」を「長音」に、「約四秒から六秒までの音響又はせん光」を「約三秒間継続する吹鳴又は投光」に、「短声」を「短音」に、「約一秒時の音響又はせん光」を「約一秒間継続する吹鳴又は投光」に改める。

様式第十五号備考2中「政府間海事協議機関」を「国際海事機関」に改める。
様式第十七号備考2中「政府間海事協議機関」を「国際海事機関」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。